

答 申 書  
(答申第40号)  
平成19年1月24日

---

1 審査会の結論

食品衛生法違反に係る処分に関する別紙1に掲げる非開示部分のうち、異議申立てのあった同表の右欄に掲げる情報を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、〇〇保健所が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「本件飲食店」という。)に対し行った「食中毒」に関しての疑いの調査のすべての記録、有症者の全調査記録、行政処分に対しての判断記録等の書類である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1の左欄に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)又は同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分を行った。

異議申立人は、一部開示決定処分により非開示とされた情報のうち、本件飲食店への来店者の氏名及び本件飲食店よりも先に利用した飲食店名(別紙1の右欄に掲げる情報)の開示を求めていることから、本件一部開示決定処分のうち当該部分を非開示としたこと(以下「本件処分」という。)の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 氏名及び個人名

実施機関は、氏名及び個人名については、明らかに特定の個人が識別され得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

ウ 当審査会としては、本件飲食店への来店者の氏名及び個人名は、特定の個人を識別し得る情報であり、これが開示されると、食中毒事件に係る有症者又は関係者であることが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方

独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 飲食店名

実施機関は、飲食店名については、開示することにより、これらの飲食店が食中毒事件に係る道の調査対象となったことが消費者等に知られることとなり、社会的評価が損なわれるものとして、法人及び事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位等が不当に損なわれると認められると主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

本件処分において非開示とされた飲食店名は、食中毒事件に係る有症者等が本件飲食店よりも先に利用した飲食店であり、開示することにより、当該飲食店が食中毒事件に係る道の調査対象となったことが明らかとなり、このことは、当該飲食店の社会的な評価が不当に損なわれると認められる。

したがって、飲食店名を開示することにより、当該飲食店を営む法人等及び個人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、食中毒事件に係る有症者の所属する大学側からすでに来店者の氏名を知らされており、本件処分により非開示とすることは違法であると主張する。

また、これらの者が本件飲食店よりも先に利用した飲食店を公開、調査せずに本件飲食店を食中毒事件の原因とするのは、本件飲食店の運営上の地位、社会的地位が損なわれるのみであり、異議申立人として知る権利があると主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年10月27日	○ 諮問書の受理（諮問番号47） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成18年11月2日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部に付託
平成18年12月12日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年1月18日 （第一部会）	○ 審議
平成19年1月22日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年1月24日	○ 答申

別紙 1

対 象 公 文 書	非開示とした部分	異議申立て の 対象情報	該当条項	
1 ○○保健所管内における食中毒（疑い）の発生について（平成○年○月○日電話受理）	—	—		
2 食品衛生法違反による行政処分について（平成○年○月○日決定） 3 食中毒の発生について（平成○年○月○日報告）	(1)疫学調査票	氏名 住所 電話 生年月日 年齢 性別 個人が特定される記述	同左 — — — — — —	条例第10条 第1項第1号
	(2)喫食調査票	氏名	同左	条例第10条 第1項第1号
	(3)○月○日の会食以外の喫食状況及び発症状況	氏名 学年 サークル名が特定される記述	同左 — —	条例第10条 第1項第1号
		飲食店名	同左	条例第10条 第1項第2号
	(4)○○大学○○部行動状況	個人名 大学名 サークル名 それらが特定される記述	同左 — — —	条例第10条 第1項第1号
		飲食店名	同左	条例第10条 第1項第2号
	(5)食中毒菌検査	個人名 大学名	同左 —	条例第10 条第1項第1 号
	(6)飲食内容	大学名	—	条例第10条 第1項第1号
		原材料の入手先	—	条例第10条 第1項第2号
	(7)食品の摂取までの経過調査票	調理担当者名	—	条例第10条 第1項第1号
	(8)白菜キムチ製造工程	同左すべて	—	条例第10条 第1項第1号 及び第2号
	(9)○月○日の本件飲食店における提供食数等	大学名	—	条例第10条 第1項第1号
	(10)時間帯別売上レポート及び部門別レポート	同左すべて	—	条例第10条第 1項第1号及 び第2号
	(11)動線図	個人名	—	条例第10条 第1項第1号
	(12)調理担当区分	職名（「洗い場」を除く。） 氏名 担当部署	—	条例第10条 第1項第1号